

小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の継続した履行確保を図るため、公正証書等の作成及び養育費保証契約を利用するひとり親に対し、当該手続等に要する費用について補助することにより、養育費の不払の解消を図り、もってひとり親家庭の福祉の向上に資するため、小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金の交付することについて、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第3項に規定する児童をいう。
- (2) ひとり親 現に児童を扶養している者であって、配偶者のないものをいう。
- (3) 養育費 児童の扶養や教育のために要する費用をいう。
- (4) 公正証書等 養育費の取決めに係る強制執行認諾約款付公正証書、調停証書、審判書、判決書、和解調書等、債務名義としての効力を有するものをいう。
- (5) 養育費保証契約 養育費の不払が生じた場合において保証会社が養育費の立替払いをすることを約する契約をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、申請をする日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者（当該住民基本台帳に記録されていないことについてやむを得ない事情があると市長が認める者を含む。）
- (2) 養育費の取決めに係る公正証書等を有している者
- (3) 前号の養育費に係る児童を扶養するひとり親である者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表区分の欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ同表補助対象経費の欄に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の普通地方公共団体が支給する補助金に相当する金銭の支給の対象となった経費又は既に補助金の交付の決定を受けた経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表区分の欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ同表補助金の額の欄に定める額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に対し提出しなければならない。

- (1) 領収書（明細が分かるものに限る。）
- (2) 申請者及び当該申請者が扶養する児童の戸籍謄本又は抄本（交付の日から3月以内のものに限る。）
- (3) 公正証書等の写し
- (4) 別表区分の欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ同表添付書類の欄に定める書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ当該各号に定める日の翌日から6月以内にしなければならない。ただし、申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 公正証書等の作成等に係る費用 当該公正証書等の作成等をした日
- (2) 養育費保証契約に係る費用 当該養育費保証契約を締結した日

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに前項の決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段で補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(養育費の受取状況の報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる期間における養育費の受取の状況をそれぞれ小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業養育費受取状況報告書(様式第3号)により市長に対しその定める期日までに報告しなければならない。ただし、市長が口頭での確認で足りると認める場合は、この限りでない。

- (1) 第8条第1項の規定による交付の決定がされた日(以下「交付決定日」という。)から交付決定日の属する年度の末日まで
- (2) 前号に掲げる期間の終期の翌日から交付決定日の1年後の日の属する月の末日まで

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、第6条第2項に規定する日がこの告示の施行の日以後である補助対象経費について適用する。

別表(第4条―第6条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額	添付書類
公正証書等の作成等に係る費用	1 公正証書等の作成に係る公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定める公証人手数料 2 家庭裁判所の養育費請求調停若しくは夫婦関係調整調停(離婚)の申立て又は審判に要する収入印紙代及び郵便切手代 3 公正証書等の作成のために取得する戸籍謄本その他の書類の取得に要する費用	左欄に掲げる補助対象経費の額の合計額(当該合計額が5万円を超える場合にあっては、5万円)	—
養育費保証契約に係る費用	養育費保証契約(契約期間が1年以上のものに限る。)の締結の際に支払う保証料	左欄に掲げる補助対象経費の額(当該額が5万円を超える場合にあっては、5万円)	養育費保証契約に係る契約書の写し

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

小郡市長 あて

住所	
(フリガナ)	
氏名	
生年月日	
電話番号	

小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

1. 交付申請額等

区分	補助対象経費	申請者が負担する金額	交付申請額
公正証書等の作成等に係る費用	(1) 公正証書等の作成に係る公証人手数料 令(平成5年政令第224号)に定める公証人手数料 (2) 家庭裁判所の養育費請求調停若しくは夫婦関係調整調停(離婚)の申立て又は審判に要する収入印紙代及び郵便切手代 (3) 公正証書等の作成のために取得する戸籍謄本その他の書類の取得に要する費用	① 円	A ①の全額又は5万円のいずれか低い方の金額 円
養育費保証契約に係る費用	養育費保証契約(契約期間が1年以上のものに限る。)の締結の際に支払う保証料	② 円	B ②の全額又は5万円のいずれか低い方の金額 円
交付申請額(A+Bの合計額)			円

2. 補助金振込先(申請者と同名義)

金融機関名	支店名	普通・当座	口座番号
(フリガナ)			
口座名義人			

3. 養育費の取決めの対象となる児童

	(フリガナ)	生年月日	年齢	同居・別居の別	住所(別居の場合)
	氏名				
1		年 月 日	歳	同居・別居	
2		年 月 日	歳	同居・別居	
3		年 月 日	歳	同居・別居	

4. 誓約・同意事項

誓約・同意事項	チェック
(1) 支給要件の確認のため、市が児童扶養手当の受給状況その他の公簿等の情報を閲覧することに同意します。	<input type="checkbox"/>
(2) 小郡市又は他の自治体から、同一の補助対象経費に係る補助金等の交付を受けたことはありません。	<input type="checkbox"/>
(3) この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、また、記載内容が事実と異なることが判明する等補助対象とならないことが明らかになった場合には、補助金を返還することを誓約します。	<input type="checkbox"/>

5. 添付書類の確認

区分	添付書類	チェック
共通	申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本(発行日から3月以内のもの)	<input type="checkbox"/>
	補助対象となる経費の領収書	<input type="checkbox"/>
	振込先が確認できる書類(通帳の写し等) ※窓口での提示のみでも可	<input type="checkbox"/>
公正証書等の作成等に係る費用	公正証書等の写し(作成日から6月以内のもの)	<input type="checkbox"/>
養育費保証契約に係る費用	保証会社と締結した養育費保証契約書の写し(締結日から6月以内のもの)	<input type="checkbox"/>
	当該養育費保証契約締結に係る公正証書等の写し	<input type="checkbox"/>

※この申請書の提出をもって、様式第1号に記載した者について、小郡市補助金等交付規則(平成8年小郡市規則第9号)第2条の2に規定する排除対象者に該当するか否かに関し、福岡県小郡警察署に照会することを承諾したもとする。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小郡市長

小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付

1. 交付決定額 円

2. 交付予定日

3. 交付予定時期

不交付

（交付しない理由）

様式第3号（第12条関係）

小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業養育費受取状況報告書

年 月 日

小郡市長 あて

住所	
(フリガナ)	
氏名	
生年月日	
電話番号	

小郡市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり養育費の受取の状況について報告します。

記

1 補助金の交付決定通知 年 月 日 号

2 養育費の受取人の氏名

3 養育費を支払った者の氏名

4 受け取った養育費の額（(1) か (2) のいずれかに○）

(1) 補助金の交付決定を受けた日からその年度末まで

(2) (1)以降、補助金の交付決定を受けた日の1年後の月末まで

年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
合計			円

5 養育費を受け取れなかった場合は、理由を記入してください。

--